

処遇改善等加算Ⅱに係る 研修修了要件について

令和5年度版

別冊テキスト

三木市教育委員会 教育振興部 教育・保育課

このテキストは、処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について、三木市内の施設向けに可能な限りかみ砕いて説明したものです。

令和5年1月末時点の情報を基に作成しています。

目次

【用語の定義】	- 1 -
1 研修修了要件について	- 2 -
研修修了要件のイメージ図	- 3 -
2 研修内容について【認定こども園・幼稚園等】	- 4 -
【ポイント】	- 6 -
3 研修内容について【保育所・地域型保育事業所】	- 7 -
【ポイント】	- 8 -
4 研修修了要件の確認方法	- 9 -
提出が必要な資料	- 9 -
様式以外に必要な応じて提出する資料	- 9 -
5 こんな場合どうなる？ F A Q 集	- 10 -
【巻末付録】三木市における処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領 ...	- 12 -
兵庫県における処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体の認定状況について ...	- 20 -
様式1「研修受講履歴一覧（個票）」	- 22 -
様式2「研修受講状況一覧表」	- 24 -
様式2-1「研修受講状況一覧表（保育士等キャリアアップ研修分）」	- 25 -
様式2-2「研修受講状況一覧表（幼稚園免許講習等）」	- 26 -
様式2-3「研修受講状況一覧表（その他の研修）」	- 27 -
様式3「園内研修実施状況報告書」	- 28 -
様式4「研修受講記録（個人管理用）」	- 29 -

【用語の定義】

このテキストにおける用語については、以下のように定義します。これは市の取扱要領「三木市における処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領」と同じです。

①保育士等キャリアアップ研修

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に沿って、兵庫県又は兵庫県知事が指定する研修実施機関が実施する研修のこと。

②旧免許状更新講習

幼稚園教諭免許状に係る教育公務員特例法及び教職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の一部施行（令和4年7月1日）より前に実施された、文部科学省の認定を受けて大学等が実施する幼稚園教諭免許所有者に対する免許状更新講習のこと。

（参考）

令和4年7月1日以降、教員免許更新制は発展的に解消（更新制の廃止）

③免許法認定講習

現職職員が、上位の免許状等を取得しようとする際に、大学の教職課程以外に必要な単位を取得するための講習のこと。

幼稚園教諭免許状の「2種⇒1種」や、「1種⇒専修」に係る講習がこれに該当します。「上進講習」という呼び方もあります。

④大学等

大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関若しくは免許状更新講習開設者又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

1 研修修了要件について

平成29年度に創設された処遇改善等加算Ⅱは、賃金改善の対象とする職員について、一定の研修を修了することが要件化されていますが、研修受講の負担を考慮し、令和4年度までは必修化はされていませんでした。

令和5年度以降は、段階的な必修化が始まります。

従って、令和5年度以降は、処遇改善等加算Ⅱ計画書等提出時の添付資料として、その施設に勤める職員の、研修修了状況を取りまとめた資料を提出する必要があります。

【副主幹保育教諭・中核リーダー・専門リーダー等】

⇒令和5年度から段階的に必修化し、令和8年度に完全実施

⇒各年度4月に対象となるためには、

令和4年度末までに1分野（15時間以上）

令和5年度末までに2分野（30時間以上）

令和6年度末までに3分野（45時間以上）

令和7年度末までに4分野（60時間以上）

※副主幹保育教諭と中核リーダーについては、受講修了した研修のうち1分野（15時間以上）はマネジメント研修であること

の研修要件をクリアしておく必要があります。

【職務分野別リーダー・若手リーダー等】

⇒令和6年度に完全実施

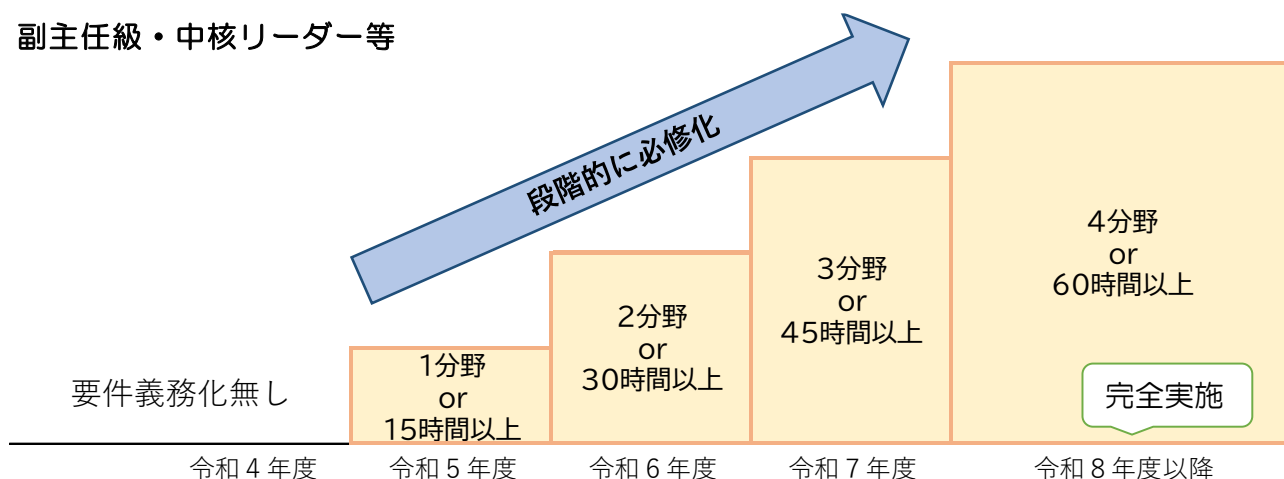
⇒令和6年度4月に対象となるためには、

令和5年度末までに1分野（15時間以上）

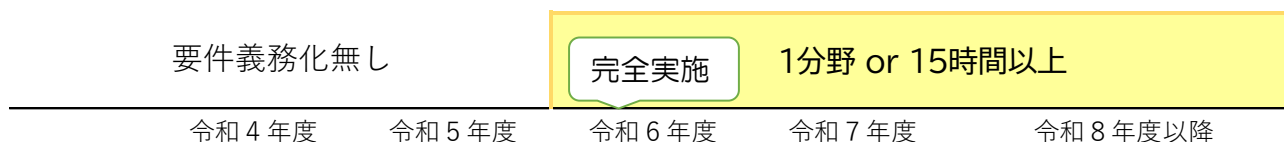
の研修要件をクリアしておく必要があります。

研修修了要件のイメージ図

副主任級・中核リーダー等



職務分野別リーダー・若手リーダー等



研修修了要件（完全実施時）

職種	認定こども園・幼稚園等	保育所・地域型保育事業所
副主任級、 中核リーダー	計60時間以上の研修の修了 ※令和7年度末までに15時間以上のマネジメント分野の研修修了が必要	4分野以上の研修の修了 ※令和7年度末までにマネジメント分野の研修修了が必要
専門リーダー	計60時間以上の研修の修了	4分野以上の研修の修了
職務分野別 リーダー、 若手リーダー	計15時間以上の研修の修了 ※担当する職務分野に対応する研修を含むことが必要	担当する1分野の研修の修了
園内研修の取扱い	副主任級、中核リーダー、専門リーダー ⇒最大15時間算入可 職務分野別リーダー・若手リーダー ⇒最大4時間算入可	1分野あたり最大4時間の研修時間を短縮可

2 研修内容について【認定こども園・幼稚園等】

認定こども園・幼稚園等については、基本的には

「受講した時間数」で受講状況をカウントします。

認定こども園・幼稚園等においては、保育士等キャリアアップ研修以外にも、県に認められた実施主体が行う研修（幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの）も対象にできます。また、園内研修も算入時間の上限はありますが、算入が可能です。なお、**副主幹保育教諭・中核リーダー・専門リーダーについては、令和7年度末までにマネジメント分野を15時間以上受講しておくことが必要です。**

ア 保育士等キャリアアップ研修

証明書の種類に応じて、以下のとおり研修時間に算入することができます。ちなみに、幼稚園の教諭は、「乳児保育分野」の研修時間を算入することができません。

証明書の種類	研修時間
保育士等キャリアアップ研修修了証	1通につき15時間
保育士等キャリアアップ研修一部受講証明書	証明書に記載の時間数

マネジメント分野及び保育実践分野は、受講した年度により算入できる職種が異なるため、以下のとおり取り扱います。

受講年度	マネジメント分野	保育実践分野
令和元年度以前	全ての職種が対象	全ての職種が対象
令和2年度 令和3年度	副主幹保育教諭 中核リーダー 専門リーダー	対象外
令和4年度以降	副主幹保育教諭 中核リーダー	対象外

イ 旧免許状更新講習及び免許法認定講習

証明書の種類に応じて、以下のとおり研修時間に算入することができます。

旧免許状更新講習

証明書の種類	研修時間（※）
大学等が発行する 「更新講習修了証明書（履修証明書）」	証明書に記載の時間数
教育委員会が発行する 「更新講習修了確認証明書」または 「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」	証明書1通につき 30時間

免許法認定講習

証明書の種類	研修時間（※）
大学等が発行する 「学力に関する証明書」	取得単位×15時間
教育委員会が発行する上位の免許状	150時間

※受講した講習のうち、研修内容が「マネジメント分野」に該当することを確認できる場合は、その時間分をマネジメント分野受講時間数に充てることができます。

ウ 県または市町（教育委員会を含む）が実施する研修

エ 県が適当と認める認定こども園関係団体・幼稚園関係団体等（※）が実施する研修

オ 大学等が実施する研修

修了証が発行されない研修に限り、「研修受講記録（個人用）」（様式4）により、各認定こども園等の施設長が研修内容及び該当者が当該研修を修了したことを確認したうえで証明するものも認めることができます。

※県が認める団体は、20ページをご覧ください。兵庫県のホームページにも公表されています。なお、兵庫県保育協会も令和5年3月末までに認定される見込みです。認定された場合、各支部が実施する研修もOKになる見込みです。

カ 園内研修

認定こども園・幼稚園等が企画・実施する園内研修については、副主任級や中核・専門リーダーについては15時間、若手リーダーについては4時間を上限に算定に含めることができます。**県の研修内容確認は不要です。**

【園内研修（認定こども園・幼稚園等）の要件】

○講師になれる人の条件（いずれか）

- ・保育士等キャリアアップ研修の講師としての実績がある人
- ・県または市町が認める人
- ・ひょうご乳幼児教育・保育マイスター
- ・大学等に所属する人

○目的

教育・保育に資するもので、内容が明確に設定されているもの

※かなり幅広い解釈ができますが、基本的には保育士等キャリアアップ研修の各分野における「ねらい・内容」に準拠したものになるよう努めてください。

○その他

園内研修を企画する者（施設長）が研修受講者を特定可能で、受講証明を発行できること

※保育所・地域型保育事業所の園内研修の要件とは異なります。

【ポイント】

研修要件は“分野”ではなく“時間”です。そのため、若手リーダーであれば、保育士等キャリアアップ研修のうち、幼児教育5時間、乳児保育5時間、障害児保育5時間の合計15時間でも処遇改善等加算Ⅱの対象要件を満たすことができます。極端な話ですが、旧免許状更新講習による時間数のみでも要件を満たすことは可能です。

ただし、基本的には保育士等キャリアアップ研修に準拠した研修計画を立て、進めていただくことが、職員本来のキャリアパスを示すものになります。

3 研修内容について【保育所・地域型保育事業所】

保育所・地域型保育事業所については、基本的には保育士等キャリアアップ研修をベースとして、

「分野数」で受講状況をカウントします。

【注意】

法人内で同じように研修を受講したとしても、認定こども園勤務であれば算入できても地域型保育事業所勤務であれば算入できない、というものもあります。

ア 保育士等キャリアアップ研修

研修分野を修了していることが必要です。そのため、一部受講の状態でも15時間以上受講していたとしても、保育士等キャリアアップ研修修了証を取得していなければ、「1分野」として扱うことはできません。

また、**副主任保育士については、令和7年度末までにマネジメント分野を修了しておくことが必要です。**

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修のうち3以上の研修分野を修了	専門分野別研修のうち4以上の研修分野を修了	職務分野別リーダー担当分野を含む1以上の研修分野を修了
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
保護者支援・子育て支援				
マネジメント分野		令和8年度から必須	対象外(※)	対象外(※)
保育実践分野		対象外(※)	対象外(※)	対象外(※)

※マネジメント分野及び保育実践分野は、令和元年度までに受講した研修について、専門分野別研修として取り扱うことができます。令和2年度以降に受講した研修は、専門分野別研修として取り扱うことができません。この部分については、認定こども園・幼稚園等とはルールが違いますのでご注意ください。

イ 旧免許状更新講習及び免許法認定講習

兵庫県が専門分野別研修の各研修分野として適当と認める研修を15時間以上履修し、提出書類で研修修了を確認できる場合に限り、保育士等キャリアアップ研修に係る専門分野別研修の「**幼児教育分野**」を修了したものとみなします。

要は1分野しか認められないため、認定こども園・幼稚園等に比べ、かなり厳しい扱いです。しかも、その人が既に保育士等キャリアアップ研修における幼児教育分野を既に修了している場合は、使えない項目ということになります。

ウ 園内研修

保育所・地域型保育事業所が企画・実施する園内研修については、1分野につき最大4時間、当該分野の修了に必要な研修時間が短縮（最大で15時間⇒11時間）されます。

保育士等キャリアアップ研修に係る研修時間の内訳に関わるため、**園内研修そのものを兵庫県に認可してもらう必要があります**。また、令和5年4月以降に行う研修に限り算定対象にすることができます。

講師や内容等の要件については、すべて保育士等キャリアアップ研修の要件に準拠します。

【ポイント】

研修要件はあくまでも保育士等キャリアアップ研修に準拠した「分野」数の確認です。シンプルな分、認定こども園・幼稚園等のような幅広い研修をカバーするルールではないため、基本的には本来の保育士等キャリアアップ研修を貫く必要があります。

4 研修修了要件の確認方法

令和5年度以降は、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ及びその他加算の適用申請書類を提出するときに合わせ、研修修了要件の証明に関わる書類も提出する必要があります。

提出が必要な資料

様式は、市取扱要領で規定しています。(データ提出)

様式1「研修受講履歴一覧(個票)」

様式2「研修受講状況一覧表」

様式2-1「研修受講状況一覧表(保育士等キャリアアップ研修分)」

様式2-2「研修受講状況一覧表(幼稚園免許講習等)」

様式2-3「研修受講状況一覧表(その他の研修)」

様式3「園内研修実施状況報告書」

様式4「研修受講記録(個人管理用)」

この様式に、必要な証明書類を添付し、提出します。

様式以外に必要なに応じて提出する資料

	認定こども園・幼稚園等	保育所・地域型保育事業所
保育士等 キャリアアップ研修	<ul style="list-style-type: none"> 研修修了証 一部受講による時間数を算定する場合は一部受講証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 研修修了証
旧免許状更新講習	<ul style="list-style-type: none"> 大学等が発行する「更新講習修了証明書(履修証明書)」 教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」 	<ul style="list-style-type: none"> 大学等が発行する「更新講習修了証明書(履修証明書)」 教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」
免許状更新講習	<ul style="list-style-type: none"> 大学等が発行する「学力に関する証明書」 教育委員会が発行する上位の免許状 	<ul style="list-style-type: none"> 大学等が発行する「学力に関する証明書」 教育委員会が発行する上位の免許状
園内研修	<ul style="list-style-type: none"> 様式3「園内研修実施状況報告書」 様式4「研修受講記録(個人管理用)」(施設長による受講証明書) 	<ul style="list-style-type: none"> 園内研修に関する県の証明書 様式3「園内研修実施状況報告書」 様式4「研修受講記録(個人管理用)」(施設長による受講証明書)
その他の研修	<ul style="list-style-type: none"> 受講証明書 受講証明書を発行できない場合は、様式4「研修受講記録(個人管理用)」(施設長による受講証明書) 	対象にできない

5 こんな場合どうなる？ F A Q 集

研修修了要件の確認方法等についての考え方や、国の示した F A Q 等の抜粋を挙げています。

1 過去のものについて、どこまで古いものが対象になるのか。

基本的には申請時点で県が認めている団体で、受講修了を証明できるものであれば、いつのものでも問題ない想定です。国や県も現状はそこに特に言及はありません。

2 対象職員の、すべての研修履歴を提出する必要があるのか。

処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件さえ確認できればOKです。

例えば副主幹保育教諭で、今までに150時間受講している人の全てを見る必要はなく、最終的に60時間分（うちマネジメント15時間）を確認すればOKです。

3 職種を問わずすべての対象職員の状況を報告しなければならないのか。

副園長・教頭・主幹保育教諭については、相当程度の経験及び研修の受講歴を有しているという前提のもとで任命されていることが想定されることから、研修修了要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません（**報告も不要です**）。

4 「中核リーダー」と「専門リーダー」の違いは？

専門リーダーは、幼稚園、認定こども園、保育所におけるスタッフ職（保育部門の管理職）、中核リーダーは、幼稚園、認定こども園におけるライン職（事務部門の管理職）となります。

5 「職務分野別リーダー」と「若手リーダー」の違いは？

職務分野別リーダーは、保育士等キャリアアップ研修における専門分野別研修を修了した職員に対して発令されます（例：職務分野別リーダー（幼児教育）など）。そのため、例えば幼児教育分野を修了していない職員に対し、職務分野別リーダー（幼児教育）を発令することはできません。

若手リーダーは、認定こども園や幼稚園において、保育士等キャリアアップ研修における専門分野別研修は修了していないが、15時間以上の研修を受講している職員に対して発令されます。

6 処遇改善等加算Ⅱの要件として、「月額 40,000 円の改善を行うものを 1人以上確保する」「職務分野別リーダーについては、人数B以上の配分を行う」があるが、これを満たさない場合はどうなるのか。

加算の要件を満たさないため、処遇改善等加算Ⅱは不認定になります。

7 休憩時間は研修時間に含めることができるのか。

休憩時間は研修時間に含めることはできません。

8 「加算対象職員は、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける月の前月までに研修修了要件通知に定める研修を修了する必要があります」とありますが、令和5年4月入職の職員を副主任保育士等として賃金改善の対象とする場合、研修修了した月の翌月から賃金改善を行えるということによいのか？また、研修修了後であれば、一時金などで年度初めに遡って支払いすることは認められるでしょうか？

研修修了した月の翌月から賃金改善の対象とすることは可能です。処遇改善等加算Ⅱに係る加算額については、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金改善を行うこととされており、一時金による支払は認めていません。

9 認定こども園に勤める保育教諭が、保育士等キャリアアップ研修に準じた研修を仮に「幼児教育 25 時間」受けた場合（例えば、令和元年度に幼児教育の研修を 15 時間修了したが、「この講師の研修はぜひ聞きたい！」ということで令和3年度に 10 時間、幼児教育の研修を受けた場合）は、「25 時間」として取り扱えると理解して良いか。

お見込みのとおりです。なお、認定こども園については、中核リーダー・副主幹保育教諭のマネジメント分野以外は分野に関する制限はありません。

10 保育士等キャリアアップ研修のうち、幼児教育 5 時間、乳児保育 5 時間、障害児保育 5 時間の合計 15 時間で処遇改善等加算Ⅱの対象要件を満たした認定こども園勤務の保育教諭が、翌年度地域型保育事業所に異動または転勤となった場合、どのように取り扱うのか。

この“15時間分OK”の保育教諭が小規模保育事業所へ異動になった場合は、小規模保育事業所においても処遇改善等加算Ⅱの対象にできます。確認方法は認定こども園ルールになります。ただ、異動後において保育士キャリアアップ研修に準じた研修修了要件に合致するよう努める必要があります。

三木市における処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領

この要領は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」（令和元年6月24日付け府子本第197号、元初幼教第8号、子保初0624第1号）（以下「国通知」という。）により定められた研修修了要件について、三木市（以下「市」という。）における取扱いを定めるものとする。

1 保育所及び地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）

（1）修了すべき研修及び研修分野

保育所等における処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する研修は、次のとおりとする。

ア 保育士等キャリアアップ研修

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、兵庫県又は兵庫県知事が指定する研修実施機関が実施する研修をいう。また、他の都道府県又は他の都道府県知事から指定を受けた団体が実施する研修を受講した場合も研修修了要件に該当するものとする。

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修のうち3以上の研修分野を修了（※2）	専門分野別研修のうち4以上の研修分野を修了（※2）	職務分野別リーダー担当分野を含む1以上の研修分野を修了（※2）
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
マネジメント分野		令和8年度から必須	対象外（※1）	対象外（※1）
保育実践分野		対象外（※1）	対象外（※1）	対象外（※1）

※1 マネジメント分野及び保育実践分野は、令和元年度までに受講した研修について、専門分野別研修として取り扱うことができる。令和2年度以降に受講した研修は、専門分野別研修として取り扱うことができない。

※2 令和5年度から令和7年度までは、以下のとおりとする。

	副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
令和5年度	専門分野別研修及びマネジメント分野のうち1以上の研修分野を修了	専門分野別研修のうち1以上の研修分野を修了	研修修了要件の適用なし
令和6年度	専門分野別研修及びマネジメント分野のうち2以上の研修分野を修了	専門分野別研修のうち2以上の研修分野を修了	職務分野別リーダー担当分野を含む1以上の研修分野を修了
令和7年度	専門分野別研修及びマネジメント分野のうち3以上の研修分野を修了	専門分野別研修のうち3以上の研修分野を修了	

イ 幼稚園教諭免許状に係る教育公務員特例法及び教職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の一部施行（令和4年7月1日）より前に実施された、文部科学省の認定を受けて大学等が実施する幼稚園教諭免許所有者に対する免許状更新講習（以下、「旧免許状更新講習」という。）及び免許法認定講習

旧免許状更新講習及び免許法認定講習のうち、兵庫県が専門分野別研修の各研修分野として適当と認める研修を15時間以上履修し、かつ下記に記載するいずれかの書類で研修修了を確認できる場合に限り、保育士等キャリアアップ研修に係る専門分野別研修の「幼児教育分野」を修了したものとみなす。

- (ア) 教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」
- (イ) 教育委員会が発行する「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」
- (ウ) 大学等が発行する「更新講習修了証明書（履修証明書）」
- (エ) 大学等が発行する「学力に関する証明書」
- (オ) 教育委員会が発行する上位の免許状

(2) 保育所等が企画・実施する園内における研修

保育所等が企画・実施する園内における研修（令和5年4月以降に実施する研修に限る。以下「園内研修（保育所等）」という。）については、園内研修（保育所等）を行う施設・事業者からの事前申請に基づき、兵庫県が、その内容及び研修時間について、以下の要件をすべて満たしていることを確認した場合には、当該保育所等における園内研修（保育所等）の修

了者について、対応する研修分野の研修に関して1分野最大4時間の研修時間が短縮されるものとする。

ア 研修の講師が1(1)アに定める研修の講師であること。

イ 研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、1(1)アに定める研修分野が設定されているとともにその内容が1(1)アに沿ったものとなっていること。

ウ 研修受講者が明確に特定されており、園内研修(保育所等)を実施する保育所等において研修修了の証明が可能であること。

(3) 研修修了要件の確認方法

修了要件の確認については、令和5年度以後、処遇改善等加算Ⅱ認定の申請時にその対象者ごとに、以下のものにより確認する。

ア 保育所等が作成する研修受講履歴一覧(個票)(様式1)

イ 研修受講履歴一覧(個票)(様式1)に記載の各職員が研修を修了していることが確認できる書類

(ア) 保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

(イ) 教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」または「上位の免許状」の写し

(ウ) 大学等が発行する「更新講習修了証明書(履修証明書)」または「学力に関する証明書」の写し

ウ 研修受講状況一覧表(様式2、様式2-1、様式2-2、様式2-3)

(4) 認定こども園及び幼稚園に勤務していた者が、保育所等に勤務することになり、1(1)に定める研修を受講していない場合の取扱いについて

当該者が2(1)に定める研修を2(2)に定める時間以上受講していることを確認できる場合、1(1)に定める研修に係る要件を満たすものとする。その場合の研修修了要件の確認方法は2(3)によるものとする。

ただし、保育所等は当該者の研修受講計画を作成するにあたり、できるだけ速やかに1(1)に定める研修を受講できるよう配慮するとともに、受講を促すこと。

2 認定こども園及び幼稚園（保育所型認定こども園含む。以下「認定こども園等」という。）

(1) 修了すべき研修

認定こども園等における処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する研修は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質（幼稚園においては、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質）を高めるための知識・技能の向上を目的とし、かつ、以下ア、イの研修及びウからカの主体が実施する研修とする。

ア 保育士等キャリアアップ研修

下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間に算入することができる（※3）。また、他の都道府県又は他の都道府県知事から指定を受けた団体が実施する研修を受講した場合も研修修了要件に該当するものとする。

証明書の種類	研修時間
保育士等キャリアアップ研修修了証	一通につき15時間
保育士等キャリアアップ研修一部受講証明書	証明書に記載の時間数

※3 マネジメント分野及び保育実践分野は、受講した年度により算入できる職種が異なるため、以下のとおり取り扱う。

受講年度	マネジメント分野	保育実践分野
令和元年度以前	全ての職種が対象	全ての職種が対象
令和2年度 令和3年度	副主幹保育教諭 中核リーダー 専門リーダー	対象外
令和4年度以降	副主幹保育教諭 中核リーダー	対象外

イ 旧免許状更新講習及び免許法認定講習

下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間に算入することができる。

(ア) 旧免許状更新講習

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「更新講習修了証明書（履修証明書）」	証明書に記載の時間数 (※4)
教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」	証明書一通につき30時間 (※4)

(イ) 免許法認定講習（いわゆる上進講習）

証明書の種類	算入できる研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」	取得単位×15時間 (※4)
教育委員会が発行する上位の免許状	150時間 (※4)

※4 提出される書類により修了した旧免許状更新講習、免許法認定講習の研修内容がマネジメント分野（※6）に該当することを確認できる場合は、該当時間分をマネジメント分野の研修を受講した時間として認める。

ウ 県または市町（教育委員会を含む）が実施する研修

県または市町が実施する研修については、2（1）に記載する研修目的に合致し、かつ研修の修了確認ができるものを対象とする。

修了証が発行されない研修に限り、「研修受講記録（個人用）」（様式4）により、各認定こども園等の施設長が研修内容及び該当者が当該研修を修了したことを確認したうえで証明するものも認めることとする。

エ 県が適当と認める認定こども園関係団体・幼稚園関係団体等が実施する研修
国通知に定める要件に合致しているものとして、県が研修の実施主体として認定した団体とする。

修了証が発行されない研修に限り、「研修受講記録（個人用）」（様式4）により、各認定こども園等の施設長が研修内容及び該当者が当該研修を修了したことを確認したうえで証明するものも認めることとする。

オ 大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関若しくは免許状更新講習開設者又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）が実施する研修

修了証が発行されない研修に限り、「研修受講記録（個人用）」（様式４）により、各認定こども園等の施設長が研修内容及び該当者が当該研修を修了したことを確認したうえで証明するものも認めることとする。

カ 認定こども園等が企画・実施する園内における研修

認定こども園等が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修（認定こども園等）」という。）について、（ア）から（ウ）に定める要件を全て満たした場合には、園内研修（認定こども園等）の修了者について、中核リーダー（副主幹保育教諭）及び専門リーダーにおいては１５時間以内、若手リーダーにおいては４時間以内の範囲で修了すべき研修時間に算入することができる。

なお、園内研修（認定こども園等）を修了すべき研修時間に算入する場合は、処遇改善等加算Ⅱの認定申請時に、園内研修実施状況報告書（様式３）により確認する。

（ア）下記 a から c のいずれかに該当する者を講師として実施すること。

a 研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると兵庫県又は市町が認める者（２（１）ア又はウの研修講師としての実績がある者若しくは「ひょうご乳幼児教育・保育マイスター」として県が認証した者）

b ２（１）エで県が認定する団体が認める者（２（１）エの研修講師として実績がある者）

c 大学等に属する者

（イ）２（１）に記載する研修の目的に合致し、かつ内容が明確に設定されていること。

（ウ）研修受講者が特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

(2) 修了すべき研修分野及び時間数

研修分野	中核リーダー 副主幹保育教諭	専門リーダー	若手リーダー
教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60時間以上 (※5)	60時間以上 (※5)	15時間以上 (※5)
うち マネジメント分野 (※6)	15時間以上 (令和8年度から 必須)	対象外	対象外
うち園内研修	15時間以内に 限り算入可	15時間以内に 限り算入可	4時間以内に 限り算入可

幼稚園の職員については、乳児保育分野は修了すべき研修時間に算入することができない。

※5 令和5年度から令和7年度までは以下のとおりとする。

	中核リーダー 副主幹保育教諭	専門リーダー	若手リーダー
令和5年度	15時間以上		研修修了要件の 適用無し
令和6年度	30時間以上		15時間以上
令和7年度	45時間以上		15時間以上

※6 マネジメント分野に係る研修は、「カリキュラム・マネジメント」、「組織マネジメント」、「他機関等の連携」、「リーダーシップ」、「人材育成・研修」、「働きやすい環境づくり」など、幼稚園等の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修とする。

(3) 研修修了要件の確認方法

研修修了要件の確認については、令和5年度以後、処遇改善等加算Ⅱの認定申請時にその対象者ごとに、以下のものにより確認する。

- ア 認定こども園等が作成する研修受講履歴一覧（個票）（様式1）
 - イ 園内研修実施状況報告書（様式3）
 - ウ 研修受講状況一覧に記載の各職員が研修を修了していることが確認できる書類（修了書等の写し等）
 - （ア）研修実施主体が発行した研修修了証の写し
 - （イ）保育士等キャリアアップ研修修了証の写し
 - （ウ）大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）等の写し
 - （エ）その他研修受講履歴一覧の内容を確認できる資料（管理簿等）
- ※管理簿の例
- 「研修受講記録（個人管理用）」（様式4）
 - 「研修ハンドブック（（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構／監修）」
 - 「幼稚園ナビ（全日本私立幼稚園連合会）」
- エ 研修受講状況一覧表（様式2、様式2-1、様式2-2、様式2-3）

3 その他

- (1) 研修時間数に休憩時間は含まないため、保育所等、認定こども園等が作成する園内研修実施状況報告書（様式3）等は休憩時間を除いて記載すること。
- (2) 国通知が発出される以前に修了した研修については、当該取扱要領に期間の定めがある研修を除き、提出される書類により研修を修了していることが確認できる場合は修了すべき研修として取り扱う。
ただし、保育所等及び認定こども園等は当該者の研修受講計画を作成するにあたり、できるだけ継続して1（1）又は2（1）に定める研修を受講できるように配慮するとともに、受講することを促すこと。
- (3) 処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件は、処遇改善等加算Ⅱの賃金改善が適用される月の前月までに満たしていること。
- (4) この要領は、国通知や国が作成するFAQ等により変更になる可能性がある。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

兵庫県における処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体の認定状況について

都道府県における処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体の認定状況について
(認定こども園・幼稚園関係)

都道府県番号	通し番号	都道府県名	認定を行った団体名
28	1	兵庫県	一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
28	2	兵庫県	公益社団法人北海道私立幼稚園協会
28	3	兵庫県	青森県私立幼稚園連合会
28	4	兵庫県	一般社団法人岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会
28	5	兵庫県	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会
28	6	兵庫県	秋田県私立幼稚園・認定こども園連合会
28	7	兵庫県	公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会
28	8	兵庫県	公益社団法人福島県私立幼稚園・認定こども園連合会
28	9	兵庫県	一般社団法人茨城県私立幼稚園・認定こども園連合会
28	10	兵庫県	一般社団法人栃木県幼稚園連合会
28	11	兵庫県	一般社団法人群馬県私立幼稚園・認定こども園協会
28	12	兵庫県	公益社団法人全埼玉私立幼稚園連合会
28	13	兵庫県	一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会
28	14	兵庫県	一般社団法人新潟県私立幼稚園・認定こども園協会
28	15	兵庫県	山梨県私立幼稚園連合会
28	16	兵庫県	東京都私立幼稚園連合会
28	17	兵庫県	公益社団法人神奈川県私立幼稚園連合会
28	18	兵庫県	富山県私立幼稚園・認定こども園協会
28	19	兵庫県	一般社団法人石川県私立幼稚園協会
28	20	兵庫県	福井県私立幼稚園・認定こども園協会
28	21	兵庫県	一般社団法人長野県私立幼稚園・認定こども園協会
28	22	兵庫県	一般社団法人岐阜県私立幼稚園連合会
28	23	兵庫県	静岡県私立幼稚園協会
28	24	兵庫県	公益社団法人愛知県私立幼稚園連盟
28	25	兵庫県	一般社団法人三重県私立幼稚園・認定こども園協会
28	26	兵庫県	滋賀県私立幼稚園協会
28	27	兵庫県	公益社団法人京都府私立幼稚園連盟
28	28	兵庫県	一般社団法人兵庫県私立幼稚園協会
28	29	兵庫県	奈良県私立幼稚園連合会
28	30	兵庫県	一般社団法人和歌山県私立幼稚園協会
28	31	兵庫県	一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟
28	32	兵庫県	鳥取県私立幼稚園・認定こども園協会
28	33	兵庫県	一般社団法人島根県私立幼稚園連合会
28	34	兵庫県	岡山県私立幼稚園連盟
28	35	兵庫県	公益財団法人広島県私立幼稚園連盟
28	36	兵庫県	公益財団法人山口県私立幼稚園協会
28	37	兵庫県	徳島県私立幼稚園・認定こども園協会
28	38	兵庫県	香川県私立幼稚園連盟
28	39	兵庫県	一般財団法人愛媛県私立幼稚園協会
28	40	兵庫県	高知県私立幼稚園連合会
28	41	兵庫県	一般社団法人福岡県私立幼稚園振興協会
28	42	兵庫県	一般社団法人佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会
28	43	兵庫県	長崎県私立幼稚園連合会
28	44	兵庫県	一般社団法人熊本県私立幼稚園連合会
28	45	兵庫県	大分県私立幼稚園連合会
28	46	兵庫県	宮崎県幼稚園連合会
28	47	兵庫県	一般社団法人鹿児島県私立幼稚園協会
28	48	兵庫県	沖縄県私立幼稚園連合会
28	49	兵庫県	一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会
28	50	兵庫県	仙台市私立幼稚園連合会
28	51	兵庫県	一般社団法人さいたま市私立幼稚園協会
28	52	兵庫県	公益社団法人千葉市幼稚園協会
28	53	兵庫県	新潟市私立幼稚園・認定こども園協会
28	54	兵庫県	公益社団法人横浜市幼稚園協会
28	55	兵庫県	公益社団法人川崎市幼稚園協会
28	56	兵庫県	一般社団法人相模原市幼稚園・認定こども園協会
28	57	兵庫県	静岡市私立幼稚園連合会

28	58	兵庫県	浜松市私立幼稚園協会
28	59	兵庫県	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
28	60	兵庫県	公益社団法人京都市私立幼稚園協会
28	61	兵庫県	公益社団法人神戸市私立幼稚園連盟
28	62	兵庫県	一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会
28	63	兵庫県	岡山市私立幼稚園協会
28	64	兵庫県	一般社団法人広島市私立幼稚園協会
28	65	兵庫県	一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟
28	66	兵庫県	一般社団法人北九州市私立幼稚園連盟
28	67	兵庫県	熊本市私立幼稚園・認定こども園協会
28	68	兵庫県	道南地区私立幼稚園連合会
28	69	兵庫県	旭川私立幼稚園協会
28	70	兵庫県	青森市私立幼稚園協会
28	71	兵庫県	八戸市私立幼稚園協会
28	72	兵庫県	秋田市私立幼稚園協会
28	73	兵庫県	一般社団法人山形市私立幼稚園・認定こども園協会
28	74	兵庫県	一般社団法人いわき市私立幼稚園協会
28	75	兵庫県	一般社団法人福島市私立幼稚園協会
28	76	兵庫県	一般社団法人郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会
28	77	兵庫県	宇都宮地区幼稚園連合会
28	78	兵庫県	川越地区私立幼稚園協会
28	79	兵庫県	越谷市私立幼稚園協会
28	80	兵庫県	船橋市私立幼稚園連合会
28	81	兵庫県	柏市私立幼稚園協会
28	82	兵庫県	長岡市私立幼稚園・認定こども園協会
28	83	兵庫県	八王子市私立幼稚園協会
28	84	兵庫県	富山市私立幼稚園・認定こども園協会
28	85	兵庫県	福井市私立幼稚園・認定こども園協会
28	86	兵庫県	岐阜市私立幼稚園連合会
28	87	兵庫県	豊田市私立幼稚園協会
28	88	兵庫県	豊橋市幼稚園協会
28	89	兵庫県	岡崎市私立幼稚園協会
28	90	兵庫県	尼崎市私立幼稚園連合会
28	91	兵庫県	西宮市私立幼稚園連合会
28	92	兵庫県	和歌山市私立幼稚園協会
28	93	兵庫県	豊中市私立幼稚園連合会
28	94	兵庫県	倉敷市私立幼稚園協会
28	95	兵庫県	福山市私立幼稚園協会
28	96	兵庫県	一般社団法人呉市私立幼稚園協会
28	97	兵庫県	下関市私立幼稚園協会
28	98	兵庫県	高松市私立幼稚園連合会
28	99	兵庫県	中予私立幼稚園連盟
28	100	兵庫県	高知市私立幼稚園連合会
28	101	兵庫県	久留米市私立幼稚園協会
28	102	兵庫県	長崎市私立幼稚園協会
28	103	兵庫県	大分市私立幼稚園連合会
28	104	兵庫県	宮崎市学校法人立幼稚園協会
28	105	兵庫県	鹿児島市私立幼稚園協会
28	106	兵庫県	一般財団法人日本カトリック学校連合会日本カトリック幼保連盟
28	107	兵庫県	公益財団法人幼少年教育研究所
28	108	兵庫県	特定非営利活動法人全国認定こども園協会(本部のみ)
28	109	兵庫県	公益社団法人全国認定こども園研修研究機構
28	110	兵庫県	公益社団法人日本幼年教育会

※ 兵庫県保育協会も認定予定（令和5年3月までに認定見込み）です。
認定された場合、各支部が実施する研修もOKとなります。

※ 本表の中において初出の研修実施主体(より上の行において掲載されていない主体)を太字としている。

(様式1) 研修受講履歴一覧 (個票) 1,E

職員管理番号	1	(令和 5 年度提出分)
氏名	E	記載例
職名	副主幹保育教諭	施設区分 幼保連携型認定こども園

配分区分	副主任保育士等 (人数A区分)	要領1(4)相当 (※2)	—
研修を修了した時間 または分野の合計 (※1)	60 時間	(4 分野)	

(内訳)	マネジメント分野以外	45時間 (3分野)	左記のうち園内研修	0時間
------	------------	------------	-----------	-----

「幼保連携型認定こども園」を選択した場合、こちらが表示されます。

「小規模」もしくは「事業所」を選択した場合、こちらが表示されます。

「小規模」もしくは「事業所」を選択し、要領1(4)該当の場合は、修了した時間・分野の両方が表示されます。

	研修分野	状況	研修修了時間	うち、 時間
①	乳児保育	修了	15 時間	0 時間
②	幼児教育	修了	15 時間	0 時間
③	障害児保育	修了	15 時間	0 時間
④	食育・アレルギー対応		0 時間	0 時間
⑤	保健衛生・安全対策		0 時間	0 時間
⑥	保護者支援・子育て支援		0 時間	0 時間
⑦	マネジメント	修了	15 時間	0 時間
⑧	保育実践		0 時間	0 時間
小計 (時間)			60時間	0 時間

ii 旧免許状更新講習及び免許法認定講習 (※3、※4)

	所有する証明書等の名称	時間	うちマネジメント分野
1		時間	時間
2		時間	時間
3		時間	時間
4		時間	時間
小計 (時間)		0 時間	0 時間

iii 上記以外の研修 (※5)

	研修名	分野・テーマ等	主催者名	※園内研修の場合は○	時間	内 マネジメント
1						
2						
3						
4						
5						
6						
小計 (時間)					0時間	0時間

- 【留意事項】
- ・記載した研修の修了証の写し、管理簿等の写しを添付すること。
 - ・園内研修の場合は、園内研修実施状況報告書 (様式3) を提出すること。
 - ・修了証が発行されない研修の場合は、研修受講記録 (個人管理用) (様式4) の写しを添付すること。
- ※裏面に注意事項あり

【その他注意事項】

- ※1 保育所・地域型保育事業所において、マネジメント分野は令和元年度までに受講した研修は職種不問で算入できる。
令和2年度以降は副主任保育士・中核リーダーに限り参入できる。保育実践は令和2年度以降に受講した研修は算入できない。
認定こども園・幼稚園において、マネジメント分野は令和元年度までに受講した研修は職種不問で算入できる。
令和2・3年度に受講した分は令和2年度以降は副主幹保育教諭・中核リーダー・専門リーダーに限り参入できる。
令和4年度以降に受講した分は副主幹保育教諭・中核リーダーに限り参入できる。
保育実践は令和2年度以降に受講した研修は算入できない。
- ※2 「要領1(4)該当」は、幼稚園等に勤務していた者が保育所等に勤務することになり、幼稚園等の研修修了要件で認定することを希望する場合に該当を選択する。
- ※3 「ii 幼稚園免許状更新講習及び免許法認定講習」の「所有する証明書等の名称欄」には、「大学等が発行する「更新講習修了証明書（履修証明書）」」、「教育委員会が発行する「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」」、「教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」」、「大学等が発行する「学力に関する証明書」」、「教育委員会が発行する上位の免許状」のいずれかを記載すること。
なお、対象者が保育所等に在籍する場合は、「幼児教育分野」を受講したものとみなす。
- ※4 「ii 幼稚園免許状更新講習及び免許法認定講習」がマネジメント分野に該当する場合は、「マネジメント分野欄」に修了時間数を記載のうえ、受講した研修内容がマネジメント分野であることが確認できる書類を添付すること。
- ※5 園内研修の場合は、「主催者名欄」に「園内研修」と記載すること。

様式2 「研修受講状況一覧表」

施設名： 記載例認定こども園		5 年度報告用		施設区分： 幼保連携型認定こども園					
管理番号	職員	職名	配分区分	要領1(4)該当 ※3 (選択)	研修終了時間 合計 ※4 (自動計算)	マネジメント分野 以外 ※4 (自動計算)	左記のうち 園内研修	マネジメント分野 ※3 (自動計算)	左記のうち 園内研修
0	(例) 記載例 太郎	副主任保育士等 (A数A区分)	※2 (選択)	該当	60時間	45時間	15時間	15時間	4時間
1	E	副主任保育士等 (A数A区分)	※2 (選択)	該当	60時間	45時間	15時間	15時間	4時間
2	F	副主任保育士等 (A数A区分)	※2 (選択)	該当	60時間	45時間	15時間	15時間	4時間
3	G	専門リーダー	※2 (選択)	該当	57時間	42時間	15時間	15時間	4時間
4	H	専門リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	15時間	0時間	0時間	0時間
5	I	中核リーダー	※2 (選択)	該当	60時間	60時間	0時間	0時間	0時間
6	J	中核リーダー	※2 (選択)	該当	150時間	150時間	0時間	0時間	0時間
7	K	乳児保育リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	15時間	0時間	0時間	0時間
8	L	乳児保育リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	15時間	0時間	0時間	0時間
9	Z	乳児保育リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	10時間	5時間	5時間	0時間
10	M	幼児保育リーダー	※2 (選択)	該当	30時間	30時間	0時間	0時間	0時間
11	N	幼児保育リーダー	※2 (選択)	該当	60時間	60時間	0時間	0時間	0時間
12	O	障がい児保育リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	15時間	2時間	13時間	0時間
13	P	障がい児保育リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	15時間	2時間	13時間	0時間
14	Q	幼児保育リーダー	※2 (選択)	該当	45時間	45時間	0時間	0時間	0時間
15	Y	幼児保育リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	15時間	0時間	0時間	0時間
16	AA	保護者支援・子育て支援リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	15時間	0時間	0時間	0時間
17	AB	保護者支援・子育て支援リーダー	※2 (選択)	該当	10時間	10時間	0時間	0時間	0時間
18	AC	保健衛生・安全対策リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	15時間	0時間	0時間	0時間
19	AE	食育・アレルギー対応リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	15時間	0時間	0時間	0時間
20	AF	食育・アレルギー対応リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	15時間	0時間	0時間	0時間
21	AG	食育・アレルギー対応リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	15時間	0時間	0時間	0時間
22	AI	保健衛生・安全対策リーダー	※2 (選択)	該当	15時間	15時間	0時間	0時間	0時間
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									

このエクセルにおいては、どの様式も基本的に色付きのセルに入力します。名前及び職名については、処遇改善Ⅱ計画別添資料からコピーペーストしてください。(値コピー)

記載例

【A Bさん】
この人は、この報告がもし令和6年度であればアウト。

処遇改善等加算Ⅱの対象になる職員のうち、副園長・教頭・主幹保育教諭に該当する職員については、記載不要です。

【Hさん】
令和5年度報告であればOK。令和6年度以降はそのままアウト。

※1 施設が発令している職名を入力すること。
 ※2 配分区分は、その対象者が「副主任保育士等」「職務分野別リーダー」のどちらの配分区分に属するかを選択すること。
 ※3 「要領1(4)該当」は、幼稚園等に勤務していた者が保育所等に勤務することになり、幼稚園等の研修修了要件で認定することを希望する場合に「該当」を選択すること。
 ※4 研修終了時間等は、様式2-1、2-2、2-3の入力を元に自動計算される。

上記について、すべての職員に対し確認を行い、相違ないことを証明します。

令和5年 10月15日	法人名 社会福祉法人 記載例福祉会
	代表者名 理事長 三木 太郎

様式2-1 「研修受講状況一覧表（保育士等キャリアアップ研修分）」

施設名： 記載例認定こども園
 施設区分： 幼保連携型認定こども園

研修受講状況一覧表（保育士等キャリアアップ研修分）
 （令和5年度報告用）

（様式2-1）

※記載例として表示していますが、一部受講ばかりでもOKです。

記載例

		保育士等キャリアアップ研修 ※受講した合計時間数を入力										保育士等キャリアアップ研修 ※左表のうち、今回の報告で追加報告となった研修時間（R6以降使用）													
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
乳児保育	幼児教育	障害児保育	食育・アレルギー対応	保護者支援・子育て対策	マネジメント	保育実践	計	乳児保育	幼児教育	障害児保育	食育・アレルギー対応	保護者支援・子育て対策	マネジメント	保育実践	計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計	
様式2から自動反映	様式2から自動反映																								
(例) 記載例 太郎																									
0	E	15時間	15時間	5時間	11時間	31時間																			
1	F	15時間	15時間	15時間	15時間	60時間																			
2	G	15時間	15時間	15時間	15時間	57時間																			
3	H	15時間	15時間	15時間	15時間	55時間																			
4	I	15時間	15時間	15時間	15時間	60時間																			
5	J	15時間	15時間	15時間	15時間	60時間																			
6	K	15時間	15時間	15時間	15時間	60時間																			
7	L	3時間	3時間	2時間	3時間	15時間																			
8	Z	5時間	5時間	2時間	5時間	15時間																			
9	M					5時間																			
10	N																								
11	O																								
12	P																								
13	Q																								
14	Y																								
15	AA																								
16	AB																								
17	AC																								
18	AE																								
19	AF																								
20	AG																								
21	AI																								
22	0																								
23	0																								
24	0																								
25	0																								
26	0																								
27	0																								
28	0																								
29	0																								

【保育実践】
 ※左表のうち、今回の報告で追加報告となった研修時間（R6以降使用）
 ※左表のうち、今回の報告で追加報告となった研修時間（R6以降使用）

【マネジメント】
 ※左表のうち、今回の報告で追加報告となった研修時間（R6以降使用）
 ※左表のうち、今回の報告で追加報告となった研修時間（R6以降使用）

※「マネジメント」、「保育実践」は、令和元年度までに受講した研修はすべての職種で修了すべき研修時間に算入できる。
 ※令和2年度、令和3年度の「マネジメント」は、中核リーダー、副主幹保育教諭、専門リーダーに限り、修了すべき研修時間に算入できる。
 ※令和4年度以降の「マネジメント」は、中核リーダー、副主幹保育教諭に限り、修了すべき研修時間に算入できる。

様式2-3 「研修受講状況一覧表（その他の研修）」

(様式2-3) 研修受講状況一覧表（その他の研修）

管理番号 様式2から 自動反映	氏名 様式2から 自動反映	記載例					記載例認定こども園					合計時間		内マネジメント 時間合計	
		研修名	分野・テーマ等	主催者名	※園内研修の 場合は○	時間	内マネジメント 時間	研修名	分野・テーマ等	主催者名	※園内研修の 場合は○	時間	内マネジメント 時間	時間	時間
0	(例) 記載例 太郎	○○研修	幼児教育	全国○○会	※園内研修の 場合は○	10時間	0時間	□□研修	マネジメント	園内研修	○	4時間	4時間	14時間	4時間
1	E													0時間	0時間
2	F	採用力向上研修	マネジメント	兵庫県		3時間	3時間							3時間	3時間
3	G	感染症対策研修	保健衛生・安全対策	園内研修	○	2時間								2時間	0時間
4	H													0時間	0時間
5	I													0時間	0時間
6	J													0時間	0時間
7	K													0時間	0時間
8	L													0時間	0時間
9	Z													0時間	0時間
10	M													0時間	0時間
11	N													0時間	0時間
12	O	中級職員研修	乳児保育	兵庫県保育協会		3時間		感染症対策研修	保健衛生・安全対策	園内研修	○	2時間	5時間	5時間	0時間
13	P	中級職員研修	乳児保育	兵庫県保育協会		3時間		感染症対策研修	保健衛生・安全対策	園内研修	○	2時間	5時間	5時間	0時間
14	Q													0時間	0時間
15	Y	幼児教育研修会	幼児教育	三木市		10時間		保育実践研修会	乳児保育	三木市		5時間	15時間	0時間	0時間
16	AA													0時間	0時間
17	AB													0時間	0時間
18	AC													0時間	0時間
19	AE													0時間	0時間
20	AF													0時間	0時間
21	AG													0時間	0時間
22	AI													0時間	0時間
23	AC													0時間	0時間
24	AE													0時間	0時間
25	AF													0時間	0時間
26	AG													0時間	0時間
27	AI													0時間	0時間
28	0													0時間	0時間
29	0													0時間	0時間

県が認めている団体であることをご確認ください。

園内研修の場合は、研修ごとに「様式4研修受講記録」を作成する必要があります。

受講した研修のジャンルを5選択してください。

記載例

施設名： 記載例認定こども園

施設区分： 幼保連携型認定こども園

研修が3つ以上ある場合は広げて下さい。

※「園内研修以外の研修」に記載した研修がマネジメント分野に該当する場合は、「分野・テーマ等欄」に必ずマネジメント分野であることを記載すること。
 ※園内研修の場合は、園内研修実施状況報告書(様式3)を提出すること。
 ※修了証が発行されない研修の場合は、研修受講記録(個人管理用)(様式4)の写しを添付すること。

様式3「園内研修実施状況報告書」

(様式3)

(処遇改善等加算Ⅱ認定申請添付書類)

園内研修実施状況報告書

記載例

施設の所在地 三木市〇〇
施設の名称 記載例認定こども園
施設長の氏名 A
電話番号 0794-82-0000
電子メール xxxxxxx@yyyy.co.jp

当園において、以下の概要の通り処遇改善等加算Ⅱに係る研修を実施しました。

記

研修修了者一覧については、受講した職員をすべてご記載ください。処遇Ⅱの算定対象にしない職員でも記載が必要です。

研修の名称 : 感染症対策研修
研修実施日 : 令和4年7月16日
研修実施時間 : 9時～11時 (休憩等を除く実研修時間 : 2時間)

研修の目的・内容 :

新型コロナウイルス感染症対策について、症状や感染症対策の基礎知識や、行政対応等について学ぶ。

※必要に応じて、研修に使用したテキスト・レジュメ等の提出を求められることがある。

研修講師 :

氏名	〇〇 〇〇
肩書 (所属・役職等)	〇〇医科大学 医学部 教授
研修講師の実績	※特に、研修講師が大学等に所属する者でない場合、県・市・県が適当と認める認定こども園団体・幼稚園関係団体等が実施する研修講師としての実績 (講師をした研修名称・開催年月日) を記載すること。
研修講師の選定理由	免疫疾患や感染症発生機構の解析を専門としており、新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方を教示するに適する人材であるため。

研修修了者一覧 :

書ききれない場合は、別紙にまとめることも可能。

受講者氏名	役職	受講者氏名	役職
A	園長	H	保育教諭
B	副園長	I	保育教諭
C	主幹保育教諭	J	保育教諭
D	主幹保育教諭	O	保育教諭
E	副主幹保育教諭	P	保育教諭
F	副主幹保育教諭	AC	事務長
G	保育教諭	AI	看護師

様式4「研修受講記録（個人管理用）」

(様式4)

研修受講記録（個人管理用）

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

研修名		主な研修内容
実施機関名称		
研修日		
研修時間		
当該者が上記研修を修了したことを確認しましたので証明します。		
施設名		
施設長の確認年月日		
施設長の氏名（自署）		
施設の電話番号		

※必要に応じて、受講した研修の次第、レジュメ等の提出を求める場合があるので、個人で適切に管理すること

※施設長の氏名欄は、施設長が自署すること

研修名		主な研修内容
実施機関名称		
研修日		
研修時間		
当該者が上記研修を修了したことを確認しましたので証明します。		
施設名		
施設長の確認年月日		
施設長の氏名（自署）		
施設の電話番号		

※必要に応じて、受講した研修の次第、レジュメ等の提出を求める場合があるので、個人で適切に管理すること

※施設長の氏名欄は、施設長が自署すること

R5.1.31 作成 Ver.1.00

三木市教育委員会
教育振興部 教育・保育課 入所・給付係



©こゆり